

国土技術政策総合研究所横須賀庁舎インターンシップ等実施要領

国土技術政策総合研究所横須賀庁舎（以下、「研究所」という。）における、インターンシップ等の適正かつ円滑な実施を図るために必要な事項について下記のとおり定める。ただし、他の規定に定める範囲による受入れは含まない。

（目的）

第1条 インターンシップ等の実施は、大学、大学院または高等専門学校（以下、まとめて「大学等」という。）の学生が、研究所の研究業務等を体験することで、住宅・社会資本分野に関する技術開発及び国土交通行政に対する理解を深めるとともに、大学等での学修と社会での経験を結びつけることで、学修の深化や学習意欲の喚起及び職業意識の醸成につなげることを目的とする。

（定義）

第2条 本要領において「インターンシップ等」は、次の各号のとおりとする。

一 夏期インターンシップ

所属する大学等が夏季休業期間中である学生が、研究所における就業体験を通じて、学生にとっては自らの能力を見極めること、研究所にとっては採用選考を視野に入れた評価材料を取得することを目的として実施するキャリア形成支援プログラム

二 実務訓練

大学等が定めるカリキュラムに基づき、単位取得のために必要な訓練

（期間）

第3条 インターンシップ等の参加者（以下、「実習生」という。）の実習期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 夏期インターンシップ

毎年7月頃から9月頃までのうち、学生の適性や汎用的能力を重視する内容のもの（汎用的能力活用型）については5日間以上、専門性を重視する内容のもの（専門活用型）については2週間以上の期間

二 実務訓練

教育機関のカリキュラムに基づく必要な期間。ただし、年度をまたいではならない

（実習生の資格要件）

第4条 実習生は、大学等が意欲、成績、人物、素行等に優れ、服務規律等を遵守することが確実であるとして推薦した者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、実習生となることはできない。

一 正当な事由なくして大学等を休学している者

二 専ら卒論・修論作成のため、指導を受けようとする者

三 過去に研究所において、実習生又は他の規定による受入れを行った者

（実習生の募集）

第5条 研究所は、夏期インターンシップの実施について、インターネット等を通じて実習生の募集を行う。募集にあたっては、以下の情報を一般に公開する。

一 プログラムの趣旨（目的）

二 実施時期・期間、場所、募集人数、選抜方法、無給／有給等

三 就業体験の内容（受入れ部署に関する情報や事前学習・事後学習を合わせたプログラム全体の概要を含む）

四 就業体験を行う際に必要な（求められる）能力

五 インターンシップにおけるフィードバック

六 採用活動開始以降に限り、インターンシップを通じて取得した学生情報を活用する旨

- 七 当該年度のインターンシップ実施計画（時期・回数・規模等）
- 八 インターンシップ実施に係る実績概要（過去2～3年程度）
- 九 採用選考活動等の実績概要

（受入れの申請、決定）

- 第6条 インターンシップ等の受入れの申請については次のとおりとする。なお、申請に必要な書類の様式はインターネット等を通じて配布するものとする。
- 一 実習生として受入れを希望する者は、大学等のインターンシップ等の担当部局に申し出る。
 - 二 大学等の担当部局は、インターンシップ等に参加させる者として推薦する実習生をとりまとめ、夏期インターンシップについては第5条の募集による期限までに、実務訓練については実習を開始しようとする1ヶ月前までに、推薦書及び受入れ申請書を研究所に提出する。
 - 三 研究所は受け入れる実習生を選考、決定し大学等にその旨を通知する。
 - 四 実習生は、インターンシップ等開始前に服務規律の遵守に関する誓約書に署名し、研究所に提出する。
- 2 実習生の受入れに係る事務処理は、企画調整課で行うものとする。

（実習の実施方法）

- 第7条 実習の実施方法は、次のとおりとする。
- 一 国家公務員法第100条に基づき、インターンシップ等の内容は、国土交通行政上漏洩すると重大な影響を与える情報等秘匿性の高い情報（以下「秘密情報」という。）を扱うものとなってはならない。
 - 二 実習生毎に指導責任者を定め、実習生の指導及び助言に当たらせるものとする。
 - 三 実習生は、指導責任者のもとに、実習期間の半分を超える日数を研究所において研究業務等の体験に従事するものとする。
 - 四 実習生は、実習期間終了後速やかに、インターンシップ等の実習内容に関する報告書（1,000字程度）を作成し、研究所に提出することとする。
 - 五 研究所は、インターンシップ等におけるフィードバックとして、期間終了後に指導員が作成した学生評価票は、実習生に送付する。
 - 六 研究所は、大学等からの要請に応じて、大学等に対してインターンシップ等の結果等を報告することができる。
- 2 実習生が実習終了後に作成する報告書の提出先は、企画調整課とする。
- 3 企画調整課は、提出された報告書を副所長、管理調整部長並びに実習生を受け入れる研究室及び部長へ供覧するものとする。

（実施場所）

- 第8条 インターンシップ等は、研究所内において実施することを標準とするが、研究所外での実施を組み合わせることも可能とする。

（服務等）

- 第9条 実習生の服務は当所の職員に準ずるものとする。
- 1 実習期間中の欠務は、正当な事由がある場合を除きこれを認めないものとする。やむを得ず欠務する場合は事前に申し出るものとする。
 - 2 実習生が被った実習中（通勤時を含む。）の事故及び災害による被害の補償については、本人もしくは教育機関に負担させるものとする。
 - 3 実習生が故意又は過失により、当所又は第三者に与えた損害については、本人もしくは教育機関に賠償の責を負わせるものとする。
 - 4 教育機関は、実習生に学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップ等賠償責任保険等の保険に加入させるものとする。

（施設の利用）

- 第10条 実習生の住居が研究所から遠距離にあり、通勤が不可能である場合であって、当該実習生が希望するときは、当所横須賀第二庁舎宿泊施設の利用を、横須賀第二庁舎業務を妨げない期間において認めるものとする。なお、横須賀第二庁舎宿泊施設の利用

にあたっては、研究所が別に定める利用者心得「実習生のしおり」に従わなければならない。

2 前項の期間は別途定める。

(受入れの中止)

第11条 研究所は、受入の期間中に指導を継続することにより研究活動、その他の業務に支障が生じ又は生じるおそれがある場合、もしくは天災その他やむを得ない理由により、指導、教育を継続することが困難となったときは、実習生の受入れを中止することができる。

2 研究所は、実習生又は教育機関が研究所の定める事項を遵守しないとき、実習生が実習期間中において不正な行為、又は研究所の信用を著しく傷つける行為を行ったとき、実習生が正当な理由がなく欠務したとき、又は正当な理由がある場合でも欠務が長期間に及び十分な指導が行えないと判断されたときは、実習生の受入れを中止することができる。

3 第1項の規定により実習生の受入れを中止するときは、あらかじめ当該実習生が在籍する教育機関と協議する。

4 第2項の規定により実習生の受入れを中止するときは、当該実習生が在籍する教育機関に通知する。

(成果等の取扱い)

第12条 実習生及び大学等は、インターンシップ等実習の成果及び研究所で得られた情報（公表されているものを除く）を研究所及び当該大学等以外の者に公表しようとするときは、あらかじめ、研究所の同意を得るものとする。

2 研究所はインターンシップ等の実施実習中に得た発明について特許出願をしようとするときは、実習生と共同して行うものとする。ただし、同意を得た場合は、この限りでない。

3 前2項に規定する特許出願について、当該特許出願に係る特許を受ける権利の持分を定めた共同出願契約を締結するものとする。

4 前3項の規定は、実用新案登録出願及び意匠登録出願について準用する。

(学生情報の活用)

第13条 研究所は、毎年度の採用に係る各省庁人事担当課長会議申合せに基づいて、夏期インターンシップを通して取得した大学の学部3年・4年及び大学院修士課程の学生の情報を、自らの採用活動において活用できるものとする。

(その他)

第14条 この要領を施行するために必要があるときは、運用方針を定めることができる。

附則

1 この要領は、令和8年4月24日から施行する。